

南幌町空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

平成29年3月23日告示第27号

(目的)

第1条 この告示は、南幌町内に点在する空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化に資するため、空き店舗を活用する新規起業家に対し、南幌町空き店舗活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、南幌町補助金等交付規則（昭和51年規則第4の1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象区域 南幌町都市計画用途地域（工業地域、特別工業地区除く）に定められた区域をいう。
- (2) 空き店舗 対象区域内において店舗、事務所として利用されたもので1ヵ月以上利用されていないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 南幌町商工会において、経営相談及び創業計画の支援を受けた者。
- (2) 対象者の世帯全員が市町村税、国民健康保険税（料）及び介護保険料を滞納していない者。
- (3) 1年以上継続して営業を行う者。
- (4) 該当月の半数以上の日数の営業を行う者。
- (5) 南幌町商工会員に加入を行う者。
- (6) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行わない者。
- (7) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員）又は暴力団関係者でないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していないこと。
- (8) 営業に必要な許認可等を取得されている者。
- (9) 南幌町にある店舗を廃業し、空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていない者。
- (10) 宗教法人法（昭和26年法律第126条）第2条に規定する宗教団体でない者。
- (11) 空き店舗所有者の生計同一者、若しくは2親等以内の親族でない者。

(補助対象業種)

第4条 補助金の対象業種は、統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定による日本標準産業分類のうち別表1に掲げる業種とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、店舗賃借料と創業経費とし、それぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 店舗賃借料は店舗の月額賃借料とする。ただし、保証金、礼金、敷金、仲介手数料等は除く。
- (2) 創業経費は次のとおりとする。ただし、町内事業者において対応が可能なものについては、原則として町内事業者に発注することとする。

- ア 建築物の増改築に係る工事費
 - イ 外装及び内装に係る工事費
 - ウ 機械設備、機器、備品の購入費、ただし消耗品は除く
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 店舗賃借料 補助対象経費の2分の1以内とし、月額4万円以内で12ヵ月分を上限とする。
- (2) 創業経費 補助対象経費総額の2分の1以内とし、50万円を上限とする。

(補助対象期間)

第7条 補助金の対象となる期間は、次のとおりとする。

- (1) 店舗賃借料 事業を開始する日が属する月から12ヵ月を限度とする。
- (2) 創業経費 事業を開始する日までとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を開始する日までに、南幌町空き店舗活用支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類(以下「関係書類」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 市町村税、国民健康保険税(料)及び介護保険料の未納がない証明書(世帯全員)
- (2) 暴力団及び暴力団員に該当しない旨の誓約書(様式第2号)
- (3) 店舗賃貸借契約書の写し
- (4) 営業許可書の写し(許認可を必要とする業種の場合)
- (5) 事業計画書(様式第3号)
- (6) 工事計画書(様式第4号)及び工事の見積書(創業経費を申請する場合のみ)
- (7) 備品等購入計画書(様式第5号)及び備品等見積書(創業経費を申請する場合のみ)
- (8) 個人の場合は、住民票(世帯全員)
- (9) 法人の場合は、商業登記簿謄本
- (10) 店舗の写真(外観を含む)
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象期間が年度を超える場合は、3月末までに、次年度の補助金分について、交付申請書及び関係書類を町長に提出しなければならない。ただし、関係書類を添付させる必要がないと認めたときは、省略させることができる。

(補助金交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、南幌町空き店舗活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)を通知するものとし、不適正と認めるときは、南幌町空き店舗活用支援事業補助金交付不決定通知書(様式第7号)を通知するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が事業内容を変更しようとするときは、1ヵ月前までに、補助金に係る事業変更承認申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、

補助金に係る事業変更承認決定通知書（様式第9号）を通知するものとし、不適正と認めたときは、補助金に係る事業変更不承認決定書（様式第10号）を通知するものとする。

（事業の遅延等の措置）

第11条 交付決定者は、事業開始予定日に開始できないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 店舗賃借料に係る補助金の交付は、次の各号に掲げる月に交付するものとし、交付決定者は前号の補助金交付月の15日までに、南幌町空き店舗活用支援事業補助金店舗賃借料交付請求書（様式第11号）に事業実施状況報告書（様式第12号）及び賃借料の支払がわかる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 第1期分 4月から6月までの補助金 7月
- （2） 第2期分 7月から9月までの補助金 10月
- （3） 第3期分 10月から12月までの補助金 1月
- （4） 第4期分 1月から3月までの補助金 4月

2 創業経費に係る補助金の交付は、次のとおりとする。

- （1） 創業経費に係る補助金は、必要に応じて概算払を申請することができる。
- （2） 前号の規定により概算払を受けようとするときは、規則第8条の規定による補助金等概算払申請書（様式第13号）により申請するものとする。
- （3） 前号の請求が認められたときは、概算払決定通知（様式第14号）により通知する。

3 町長は、第1項及び第2項の請求が適正と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、当該年度の補助金に係る事業が終了したときは、その翌月末までに、南幌町空き店舗活用支援事業補助金実績報告書（様式15号）に事業実績書（様式16号）を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1） 第3条の規定する要件を欠くに至ったとき。
- （2） 補助金交付申請の内容に不正があったとき
- （3） その他町長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じるときは、南幌町空き店舗活用支援事業補助金返還決定通知書（様式第17号）を通知するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第4条関係)

	大分類	中分類	小分類
業種	(I) 小売業 (卸売業除く)	57—織物・衣服・身の回り品小売業	衣服・服地・寝具・男子服・婦人・子供服・靴・履物・その他織物・衣服・身の回り品
		58—飲食料品小売業	各種食料品・野菜・果実・食肉・鮮魚・酒・菓子・パン・その他飲食料品（コンビニ・牛乳・飲料・茶類・料理品・豆腐・かまぼこ加工食品）
		59—機械器具小売業	自動車・自転車・機械器具
		60—その他の小売業	家具・建具・畳・じゅう器（金物・荒物）・医薬品・化粧品・農耕用品・書籍・文房具・スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器・写真機・時計・眼鏡・燃料
	(M) 宿泊業・飲食サービス業	75—宿泊業	旅館、ホテル・簡易宿泊・下宿業
		76—飲食店	食堂・レストラン・専門料理店・そば店・うどん店・すし店・酒場・喫茶店・スナックバー・その他飲食店（ハンバーガー・焼きそば・たこ焼店）
		77—持ち帰り飲食サービス業（配達飲食サービス業除く）	持ち帰り飲食サービス業 ※持ち帰りすし店・弁当屋・クレープ店
	(N) 生活関連サービス業 (娯楽業除く)	78—洗濯・理容・美容（浴場除く）	洗濯業・理容業・美容業（一般公衆浴場業・その他の公衆浴場業除く）
		79—その他生活関連サービス業	旅行業・衣服裁縫修理業（家事サービス業・物品預り業・火葬、墓地管理業・冠婚葬祭業除く）
業種	(O) 教育・学習支援業	82—その他の教育、学習支援業	学習塾、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授業

